

品確法および運用指針に関する相談(Q&A)

No.	回答時期	項目	質問	回答
1	H27.2	2-1(4)b.【工事中の施工状況の確認等】	平成27年4月1日以降から契約する建設工事の施工体制台帳作成について、請負金額に関係なく受注者は下請に発注する場合作成しなければならないのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工体制台帳の作成が必要となります。
2	H27.2	2-1(4)b.【工事中の施工状況の確認等】	平成27年4月1日以降から契約する建設工事の施工体制台帳作成について、随意契約の方法によつての契約も対象となるのか。	改正されました「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第15条に基づき施工体制台帳の作成が必要となります。
3	H27.3	2-1(1)c.【技術者能力の資格等による評価・活用等】	業務については、ダンピング対策を行う必要があるのか。また、設定基準はどのように行うのか。	発注関係事務の運用に関する指針 P3（技術者能力の資格等による評価・活用等）＜その他調査及び設計業務の品質確保＞に、下記のとおり記載されておりますので、ダンピング対策の必要はありません。 記載内容：「ダンピング受注を防止するため、適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定するなどの必要な措置を講ずる。」
4	H27.2	2-1(2)e.【発注や施工時期等の平準化】	発注時期調整を行う機関の規模は	各発注者毎に平準化に努めて頂きたい。
5	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	最低制限価格の見直し、引き上げを行う予定はあるのか。	低入札調査基準価格に近い落札での工事の性質が低下していることもあり、調査し実態をふまえて対応を考えているところである。
6	H27.2	2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	適正な利潤確保にあたって、品確法の中に組み込まれているのか。	発注者責務で適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定が明確化されています。 予定価格の適正な設定、歩切りの根絶、低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等、適切な設計変更、発注者間の連携体制の構築。
7	H27.2	1 指針の位置付けについて	予定価格、低入札調査基準価格、最低制限価格の設定については必ず実施すべき事項となっているが、実施していない自治体には公表などのペナルティがあるのか。	国は、指針に基づき各発注者における発注関係事務の適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表します。
8	H27.2	2-1(2)e.【発注や施工時期等の平準化】	平準化のための対策で、翌債等の明許繰り越しの制度も適切に活用とあげられているが、財務省も了解しているのか。	関係省庁連絡会議を通し、財務省も制度の趣旨は了解しているが、個別・具体は、個々の案件毎になります。
9	H27.2	2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	労務費は上がっているが、実態として市場単価は変わっておらず矛盾している。	労務費調査は、年1回調査しています。 市場単価の単価更新については、年4回3ヶ月毎に労務、材料の実際の合計取引価格を確認し、四半期毎に公表しています。
10	H27.2	2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	標準積算と現場の施工実態の乖離について、地域柄、機械施工ができず、人力施工(法面・舗装)で行っているが歩掛と実態があわないためどうにかできないか。	公表歩掛内で積算して頂きたい。 また、価格があわない場合は適正な予定価格が作成ができないため見積り徴収し実施願います。 歩掛適用外であれば、見積もりをとって適正な予定価格を作成をお願いします。
11	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	工事費内訳書の提出工事については、各機関で定めて良いのか、または全てが対象になるのか。	公共工事の入札については全ての工事が対象です。

## 品確法および運用指針に係る相談(Q&A)

No.	回答時期	項目	質問	回答
12	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	ダンピング受注防止のための低入札調査基準の設定について、ダンピング受注の防止の適切な設定とは。	国で定めた最新の低入札価格調査基準にならって、特に未設定の市区町村については、いわゆるダンピング受注の防止のため、各々適切に設定して頂きたいという意味です。 低入札価格調査基準について、今すぐ見直しという考えはありませんが、適切に発注工事等の状況を把握し、必要に応じて検討してまいります。
13	H27.2	2-1(2)e.【発注や施工時期等の平準化】	適正な工期設定について、離島では高齢者が多く、人材不足また材料費(鉄筋)の上がっている状況であり、このような理由を考慮し適正な工期設定を行っても良いのか。 対応策として、余裕期間の設定等も考えておられるが、他にも対策は考えてないのか。建築部門は困っている。	事例等ありましたら、今後情報提供したいと考えています。
14	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	予定価格の事前公表については、平成27年4月1日以降行ってもやむを得ないと考えてよろしいか。	「原則」である限りやむを得ない。官製談合等から職員を守るために事前公表を行っている自治体もあることから平成27年4月1日から事後公表に移行するよう強制することはできない。
15	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	内訳書の内容不備による入札無効の基準について、発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)P86 提出された内訳書の具体的な取扱について、内容に不備がある場合、提出者の入札を無効とするか、基準はあるか。	発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)P86～88を参考として、各自治体で設定してもらいたい。
16	H27.2	2-2(1)a.【発注者自らの体制の整備】	研修等の受け入れについて、発注者支援として国の研修等で自治体の受け入れがあるが手続きはどのように行えばよいのか。	九州地方整備局企画部企画課へお問い合わせ下さい。
17	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	最低制限価格の設定基準は	設定基準はないが、発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)P84 の中央公契連モデルを参考としている自治体は多い。
18	H27.2	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	予定価格の事前公表について、発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)P85 予定価格の事前公表については、弊害が生じた場合には事後公表とする内容となっているが、弊害の定義は	事前公表によるダンピングにより利益が上げられないと業界から事前公表の取りやめの要望があった時と考える。
19	H27.2	1 指針の位置付けについて	最低制限価格設定状況の調査について、ダンピング受注防止のための最低制限価格設定状況の調査は行うのか。	国が、定期的に調査・公表を行っていく。
20	H27.2	2-2(2)b.【発注者間の連携体制の構築】	改正品確法の遵守について、自治体に対して改正品確法を遵守させることはできないか。	国、県、自治体が連携し発注者協議会等を活用して、改正品確法を遵守できるように取り組みたい。
21	H27.2	2-1(1)c.【技術者能力の資格等による評価・活用等】	内訳書の提出は、調査及び設計業務も対象なのか。	業務は対象外です。
22	H27.2	2-1(3)d.【入札不調・不落時の見積りの活用等】	入札不調・不落時の見積りの活用について、発注関係事務の運用に関する指針(解説資料) P112 見積りを徴収し積算内容を見直す方法に不調・不落時も試行しているとあるが、不調時はそもそも業者がいないがどのように考えればよいのか。	不調・不落が発生した後に、手続きを再度行う際に、見積徴収方式での実施を宣言し、参加表明企業から見積りを徴収し、積算・入札を行う。

品確法および運用指針に係る相談(Q&A)

No.	回答時期	項目	質問	回答
23	H27.3	2-1(3)a.【適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等】	内訳書の対象工事について、単価契約で発注している工事についても、入札内訳書の提出が必要なのか。	改正法施行後は入札に付す全ての公共工事について、全ての入札参加者に対して入札金額の内訳書の提出を求めることが必要となります。  (参考) 平成26年12月25日付けで総務省自治行政局行政課長、国土交通省土地・建設産業局建設業課長より「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて(通知)」が発出されています。
24	H27.5	2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	歩切りについて、積算段階で積算資料等がないものは、見積もりを取って割引率をかけているが、歩切りに該当するのか。	歩切りとは、市場の実勢等を的確に反映した積算の行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為であり、積算段階で市場の実勢等を的確に反映させる目的での割引率は歩切りには当たらないと考えます。なお、割引率の適用に当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映したものであることが必要となります。
25	H27.5	1 指針の位置付けについて	品確法に規定される公共工事とは、維持作業(除草委託など)も含まれるのか。	建設業法上の建設業者へ発注しているのであれば、建設工事であり公共工事となります。
26	H27.5	2-1(1)c.【技術者能力の資格等による評価・活用等】	調査設計業務についても工事と同様に歩切り等は行っていないのか。	業務についても工事に準じて適切に実施願いたい。 (運用指針Ⅱ. 1(1)＜その他調査及び設計業務の品質確保＞Ⅱ. 1(2)～(6)の各段階における工事に関する記載の趣旨を踏まえて適切に実施する。)
27	H27.7	2-1(2)d.【適正利潤の確保を可能とするための予定価格の適正な設定】	歩切りについて、積算段階で積算資料等がないものは、見積もりを取って割引率をかけているが、歩切りに該当するのか。	歩切りとは、市場の実勢等を的確に反映した積算の行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為であり、積算段階で市場の実勢等を的確に反映させる目的での割引率は歩切りには当たらないと考えます。なお、割引率の適用に当たっては、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映したものであることが必要となります。